

# 条例

『浄水管理センター敷地内に  
松山テニスコートが整備されます』

大村市体育施設条例の一部を改正する条例など2件の条例改正案を可決しました。

委員会での主な審査内容は、次のとおりです。

## 総務委員会

**\*大村市体育施設条例の一部を改正する条例**

〔概要〕

小路口テニスコートの場所が、本年10月に新大村駅周辺<sup>注1</sup>土地区画整理事業の対象地区となり、同テニスコートを廃止するため、総合運動公園（黒丸町）が出来るまでの代替施設として浄水管理センター敷地内に松山テニスコートを新たに整備するもの

〔審査内容〕

**Q** 新たに整備される松山テニスコートの仕様について尋ねる。

**A** クレーコートとして整備する。

また、当初、公式のコートの大きさで2面整備する予定としていたが、大村市テニス協会と協議したところ、小路口テニスコートは4面あるのので、コートが若干狭くなってもよいので、利用しやすいようにコートを

増やしてほしい。」との要望を受け、3面で整備することとなった。



(11月27日に供用開始予定の松山テニスコート)

『市内18施設の指定管理者を  
指定しました』

# 議決

公の施設の指定管理者の指定など、14件の議決議案を可決しました。委員会での主な審査内容は、次のとおりです。

## 総務委員会

**\*公の施設の指定管理者の指定について（大村市武道館ほか計8施設）**

〔審査内容〕

**Q** これらの指定管理者の募集方法を非公募とした理由について尋ねる。

**A** いずれの施設も利用者が限定されており、関係団体や地域の地元組織による管理が効率的であり、適当と判断したためである。

# 意見書

**『道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書』**

本市では、地域産業の活性化を図るため、物流の効率化や交流人口の拡大の鍵となる幹線道路網の整備とともに、安全安心のまちづくりのため、交通安全施設等の整備や高度経済成長期に整備した構造物の老朽化対策に今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

よって、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、特別措置法の規定による補助率等の高上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道

路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう、国に対し、意見書を提出しました。

# 陳情

6件の陳情書が提出され、所管の常任委員会で検討し協議を行いました。

- 教育整備に関する陳情
- 野岳湖水面の利活用についての陳情
- 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
- 「みんなでつくる徳泉川内里山村づくり」への大村市参画の陳情
- 地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議についての陳情
- 辻田町内における水害対策を求める陳情



注1：道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業